指健長第　376　号

平成28年9月27日

各介護サービス事業者　様

指宿市健康福祉部長

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の

体制整備の強化・徹底について（通知）

本市の保健福祉行政の推進につきましては，日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，８月３１日，岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて，台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により，多数の入居者が亡くなるたいへん痛ましい被害がありました。

そこで，今回の被害の状況を踏まえ，厚生労働省から特に留意すべき事項について別添のとおり通知がありました。

各施設等において自力避難困難な方も多く利用されていることから，利用者等の安全を確保するため，水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じていただきますようお願いします。

|  |
| --- |
| なお，通知に記載のあるとおり，非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況について，１２月末時点の状況を調査する予定となっていますので，策定されている項目等が不十分である場合については，年内までに改善されるようお願いします。(次ページ参照)国，県等の通知については，下記の指宿市ホームページをご覧ください。 【通知掲載ページ】指宿市ホームページ⇒[くらし・環境](https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/)⇒[保険・年金](https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/hoken/)⇒介護保険⇒ 介護保険施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底についてお問い合わせ先　〒８９１－０４９７　　　指宿市十町２４２４番地指宿市役所　長寿介護課　介護保険係　TEL　０９９３－２２－２１１１(内線　２５３・２５４)FAX　０９９３－２４－４３４２E-mail　　choju@city.ibusuki.lg.jp【お願い】迅速な情報提供のため，メールアドレスの登録につきまして，ご協力をお願いします。 　　　国の資料より（別紙）　　調査項目案（予定）１非常災害対策計画① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。・介護保険施設等の立地条件・災害に関する情報の入手方法・災害時の連絡先及び通信手段の確認・避難を開始する時期，判断基準・避難場所・避難経路・避難方法・災害時の人員体制，指揮系統・関係機関との連携体制２避難訓練① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。② されていない場合，実施予定時期はいつか。３対象施設・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）・認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・短期入所生活介護・通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）（認知症対応型通所介護を含む）※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり，非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。※上記項目については，現時点で予定している項目であり，今後，項目の追加・変更等がありうる。 |